

エコアクション21認証・登録証取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県内に本社を有する中小企業者の環境に配慮した事業活動を推進するため、エコアクション21（以下「EA21」という。）の認証・登録証を新たに取得した場合、当該取得に要した経費に対して補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱について、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) EA21 環境省が策定した「EA21ガイドライン（2017年版）」に基づき一般財団法人持続性推進機構（以下「持続性推進機構」という。）が認証・登録する環境マネジメントシステムに関する規格をいう。
- (3) EA21審査員 持続性推進機構によりEA21審査員として認定・登録された者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、過去に本補助金を受給した者については、交付の対象とならないものとする。

- (1) 中小企業者であること。
- (2) 兵庫県内に本社を有すること。
- (3) EA21地域事務局ひょうごが担当事務局であること。

2 前項の規定にかかわらず、その役員が次の各号のいずれかにかに該当する事業者又は次の各号のいずれかに該当する者が、その経営に実質的に関与している事業者は、この補助金を申請することができない。

- (1) 暴力団員等（兵庫県暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は第3号に規定する暴力団員等をいう。）に該当する者
- (2) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、EA21認証・登録証を新たに取得するに際して、持続性推進機構及び担当したEA21審査員に支払った経費で次に掲げるものとする。

- (1) 認証・登録料
- (2) 審査料
- (3) EA21審査員に係る旅費及び宿泊料

(補助金額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条に規定する補助対象経費の合計額の2分の1を限度とする。ただし、その額は10万円を超えないものとし、かつ、千円未満の端数は切り捨てるものとする。また、他の補助金を同時に受けすることは可能であるが、申請者の負担額を上回らない額を限度とする。

(申請書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、EA21認証・登録証を受けた日が属する年度の末日（休業日の場合はその前日とする。）までに、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、公益財団法人ひょうご環境創造協会に提出するものとする。

- (1) EA21認証・登録証の写し
- (2) 法人の登記事項証明書（個人にあっては住民票の写し）
- (3) 補助対象経費の支払を確認できる書類

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は、公益財団法人ひょうご環境創造協会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。